

## (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員住居手当規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）第21条の規定による住居手当の支給について定めるものとする。

### (支給範囲)

第2条 教職員が扶養親族の借り受けた住宅に居住し、家賃を支払っている場合は、当該教職員が旧給与規程第21条第1項第1号に規定する自ら居住するため住宅を借り受けたものとみなす。

2 前項に定める場合を除き、住宅を借り受けた者とその借受けに係る住宅を共同して使用している教職員及び父母（養父母を含む。以下同じ。）又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項から第5項まで及び第5条において同じ。）の父母が居住する住宅の一部をこれらの者から借り受けてこれに居住している教職員は、家賃の全部又は一部を事実上負担している場合においても、旧給与規程第21条第1項第1号の教職員たる要件を具備している教職員には該当しないものとする。

3 旧給与規程第21条第1項第2号の本規程で定める教職員とは、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員単身赴任手当規程第5条に該当する教職員（配偶者のない教職員に限る。）で、配置転換又は事業場の移転の直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、当該配置転換又は事業場の移転の直前の住居であった住宅又はこれに準ずるものとして理事長が定める住宅を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っているものとする。

4 配偶者が教職員の扶養親族の借り受けた住宅に居住し、当該教職員が当該住宅の家賃を支払っている場合は、当該教職員が旧給与規程第21条第1項第2号に規定する配偶者が居住するための住宅を借り受けたものとみなす。

5 前項に定める場合を除き、配偶者が住宅を借り受けた者とその借受けに係る住宅を共同して使用している教職員及び配偶者が居住するための住宅として父母又は配偶者の父母が居住する住宅の一部をこれらの者から借り受けている教職員は、家賃の全部又は一部を事実上負担している場合においても、旧給与規程第21条第1項第2号の教職員たる要件を具備している教職員には該当しないものとする。

### (住居手当の支給制限)

第3条 住居手当は、次に掲げる教職員に対しては支給しない。ただし、大阪市立大学教職員宿舍規程の規定による教職員の宿舍に居住している教職員（以下「宿舍居住教職員」という。）については、この限りでない。

(1) 教職員が同一住宅に居住する場合にあっては、そのうち1人を除いた他の教職員

(2) 大阪市職員で職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）に規定する住居手当（以下「市の住居手当」という。）及び公立大学法人大阪に雇用され大阪市立大学医学部附属病院に勤務する職員（以下「病院職員」という。）で(旧) 大阪市立大学医学部附属病院教職員住居手当規程に規定する住居手当（以下「病院の住居手当」という。）の支給を受けているものと同一住宅に居住する教職員

(3) 教職員が教職員、大阪市職員又は病院職員である配偶者と同一住宅に居住しない場合

にあつては、当該配偶者が市の住居手当の支給を受けている教職員

#### (手当月額)

第4条 住居手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額（第1号から第3号までのいずれかに掲げる教職員のうち第4号に掲げる教職員であるものについては、第1号から第3号までのいずれかに定める額及び第4号に定める額の合計額）とする。

- (1) 旧給与規程第21条第1項第1号の教職員のうち、月額11,500円以下の家賃を支払っている教職員 1,500円
- (2) 旧給与規程第21条第1項第1号の教職員のうち、月額11,500円を超え21,500円までの家賃を支払っている教職員 家賃の月額から10,000円を控除した額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- (3) 旧給与規程第21条第1項第1号の教職員のうち、月額21,500円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から21,500円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,500円を超えるときは16,500円）を11,500円に加算した額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- (4) 旧給与規程第21条第1項第2号の教職員 前3号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

#### (市内居住者の手当月額の特例)

第5条 大阪市内の住宅に居住している教職員で、前条第3号に掲げるもの又は同条第4号に掲げるもの（その配偶者（配偶者のない教職員にあつては、第2条第3項に規定する子）が大阪市内の住宅に居住しているものに限る。）に対する前条の規定の適用については、同条第3号中「16,500円」とあるのは「19,000円」とする。

#### (家賃の算定の基準)

第6条 家賃には、次の各号に掲げるものは含まれないものとする。

- (1) 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの
- (2) 電気、ガス、水道等の料金
- (3) 団地内の児童遊園、外灯その他の共同利用施設に係る負担金
- (4) 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料

2 次の各号に掲げる場合における家賃に相当する額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額
- (2) 居住に関する支払額に食費又は食費及び電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

3 教職員がその借り受けた住宅の一部を他に転貸している場合には、自己の居住部分と当該転貸部分との割合等を基準として算定した場合における自己の居住部分に係る家賃に相当する額を当該職員の支払っている家賃の額として取り扱うものとする。

#### (届出)

第7条 旧給与規程第22条に定める届出は、所定の住居届を理事長に提出して行うものとする。

2 前項の住居届には、契約書の写し（契約書が作成されていない場合には、契約に関する

当該住宅の貸主の証明書)、家賃の領収書の写し(当該領収書が作成されていない場合には、家賃に相当する金銭の支払の事実を証する書類)その他居住に関する契約関係を明らかにする書類及び住民票の写し(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に定める個人番号が記載されていないもの。以下同じ。)を添付しなければならない。ただし、届出の内容に応じて理事長が必要がないと認めるときは、これらの書類の添付を省略することができる。

- 3 教職員は、旧給与規程第21条第1項の教職員たる要件を欠くに至った場合は、その旨を速やかに理事長に届けなければならない。

#### (確認及び決定)

第8条 理事長は、教職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が旧給与規程第21条第1項の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定する。

- 2 理事長は、前項の規定による確認をするにあたっては、必要に応じ、教職員に対し、契約書、家賃の領収書、住民票の写しその他届出に係る事項を証明するにたる書類の提示を求めることがある。

- 3 理事長は、第1項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居届の確認及び決定欄に記載するものとする。

#### (事後の確認)

第9条 理事長は、現に住居手当を受けている教職員が旧給与規程第21条第1項の教職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを、随時確認するものとする。

#### 附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。